

1 林業経営体の公募・選定について

令和元年10月

山形県森林ノミクス推進課

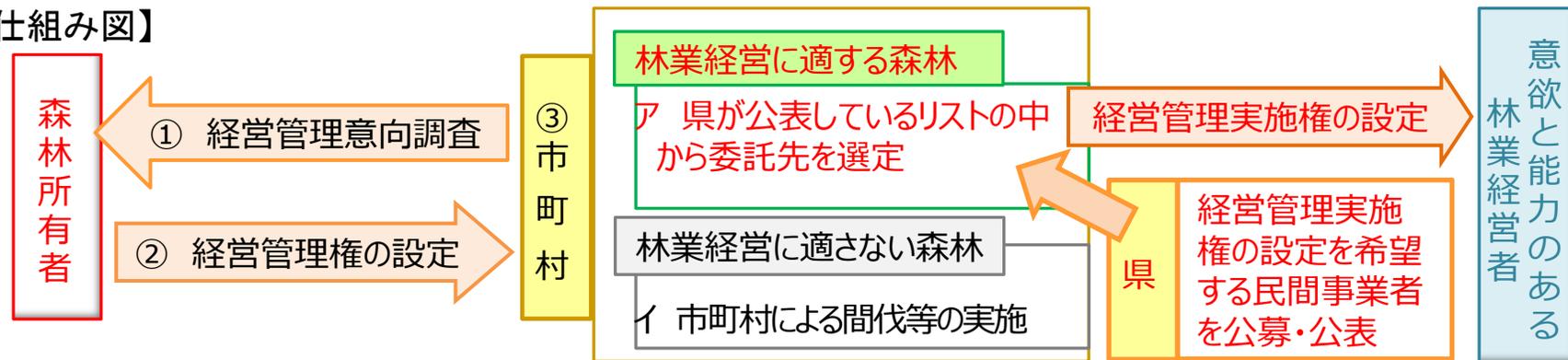
趣旨・概要

- ▶ 森林所有者自らが森林の経営・管理を実行できない森林について適切な経営・管理の確保を図るため、森林経営管理法において、市町村が仲介役となり森林所有者と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐ、新たな森林管理システムを構築
- ▶ 県は、国が示す考え方を参考に「意欲と能力のある林業経営者」の選定基準を設定、市町村からの林業経営の再委託を希望する民間事業者を公募し、基準に適合する者を公表
- ▶ 併せて、このような林業経営体へと育成を図る林業経営体（「育成経営体」）の選定を実施

森林経営管理制度の全体の概要（森林経営管理法施行 H31.4～）

- ① 市町村は、経営・管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
- ② 市町村は、森林所有から経営・管理の委託の申出等があった森林については、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の取得）
- ③ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、
 - ア 林業経営に適した森林は、森林の経営や管理を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託
 - イ 林業経営に適さない森林及び再委託できない森林等は、市町村自ら間伐等を実施

【仕組み図】



2 「意欲と能力のある林業経営者」について

- ▶ 県は、**森林経営管理法に基づき**、「**経営管理実施権**」の設定を受けることを希望する**民間事業者を公募**
- ▶ 効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有するなどの**要件に適合する民間事業者のリストとその応募内容の情報を公表**

県が公募、公表

効率的かつ安定的な林業経営を行う能力



経理的な基礎
(健全な経営、所有者ごとの収支管理の実施等)

考慮事項

- 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す
- **主伐後の再造林を実施**するなど林業生産活動の継続性の確保を目指す

市町村が選定

- 市町村は、都道府県が公表した民間事業者に対し、経営管理の内容等について企画提案を募集
- 市町村は、企画提案書を審査し、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定

市町村が民間事業者を選定するにあたっては

- ・ 経営管理実施権の存続期間
- ・ 経営管理の内容
- ・ 伐採等に係る経費及び販売収益の見積額等を民間事業者から提案してもらう

3 「育成経営体」について

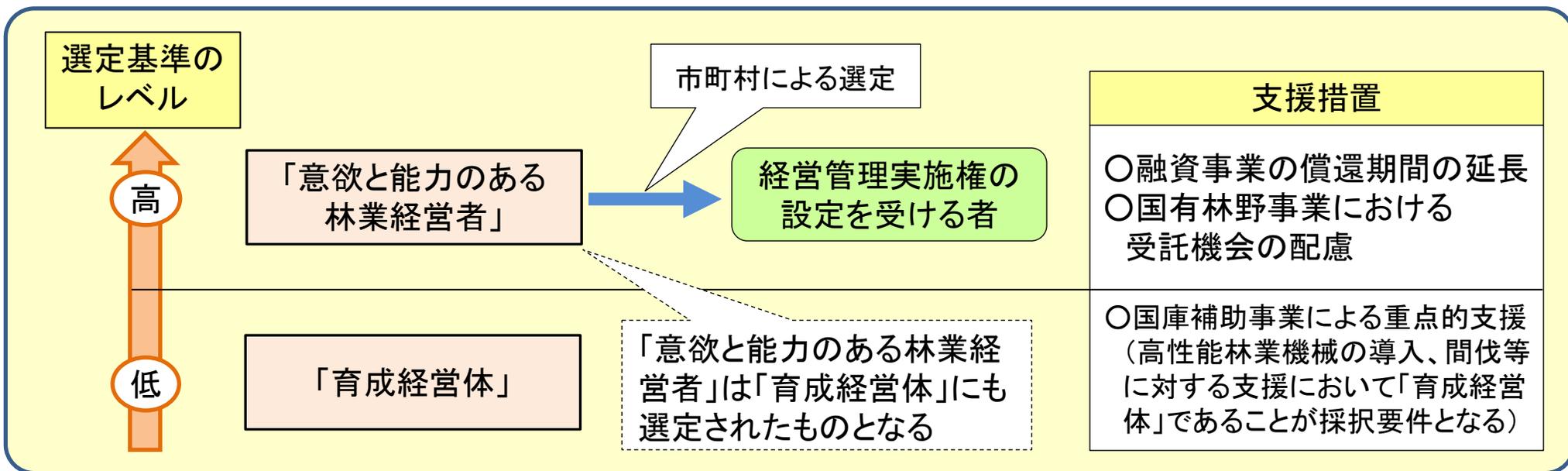
(1) 「育成経営体」の概要

- 林業経営の集積・集約化の受け皿となる林業経営体の育成・確保を目的に、平成30年12月27日付け林野庁長官通知に基づき、県が選定する林業経営体(民間事業者)
- 県は、国が示す考え方を参考に基準を設定し、「育成経営体」に適合するか判断する

(2) 「育成経営体」と「意欲と能力のある林業経営者」の関係性について

【共通事項】

自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。



4 登録の基準

○基準整理表

項目	「意欲と能力のある 林業経営者」 【山形県の判断基準】 (R1.10制定)	「育成経営体」		
		【移行措置による県の判断基準】		【山形県の判断基準】 (R1.10制定)
		有効期限～H31.3.31	有効期限～R2.3.31	
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	生産量増加の目標又は 生産性向上の目標を有する	生産量増加の目標又は 生産性向上の目標を有する	生産量増加の目標又は 生産性向上の目標を有する	生産量増加の目標又は 生産性向上の目標を有する
(2) 生産管理又は流通合理化等	取り組んでいる ※	—	—	取り組んでいる ※
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	取り組んでいる ※	—	—	取り組んでいる ※
(4) 主伐後の再造林の確保 ①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施 する体制の確保 ②主伐後の適切な更新	取り組んでいる【必須】	取り組んでいる又は 今後取り組む意向を表明	取り組んでいる又は 1年以内に取り組む意向 を表明	取り組んでいる又は 1年以内に取り組む意向 を表明
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	事業実績3年以上 ※	—	—	事業実績1年以上
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	取り組んでいる【必須】	—	—	取り組んでいる又は 1年以内に取り組む意向 を表明
(7) 雇用管理の改善 及び労働安全対策	県基本計画に定めら れた措置	—	—	取り組んでいる ※
	安全衛生教育や労 災等への加入	取り組んでいる ※	—	—
(8) コンプライアンスの確保	法令違反で逮捕されていない等	—	法令違反で逮捕されていない等	法令違反で逮捕されていない等
(9) 常勤役員の設置	常勤役員を設置している (設置するよう取り組む)	—	—	—
経理的な基礎	健全な経営の実施等	—	—	—
【要件】 ①認定事業主 ②合理化計画の認定を受けている者 ③特定間伐等促進計画の間伐主体 等	—	○	○	—
備考	※は、今後1年以内に取り組む (条件を満たす)ことを含む			※は、今後取り組む意向を表明 することを含む

5 登録基準の取扱いについて

○基準整理表(主伐・再造林関係項目の抜粋)

項目	「意欲と能力のある林業経営者」 【国の判断基準等】	「意欲と能力のある林業経営者」 【山形県の判断基準等(R1.10制定)】
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	生産量増加の目標又は生産性向上の目標を有する ・生産量又は生産性が5年間で約2割以上増加 又は3年間で約1割以上増加 ・生産量5,000m ³ /年、主伐生産性11m ³ /人日、 間伐生産性8m ³ /人日以上の場合は実績以上 ・現在の生産量の大小や現在の生産性の高低は問 わない、造林や保育の生産性等の目標設定も可能	左同
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	取組んでいること ※ ・伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗 の使用、低密度植栽、下刈の省略等	左同 ※
(4) 主伐後の再造林の確保 ①主伐及び主伐後の再造林を 一体的に実施する体制の確保 ②主伐後の適切な更新	①②両方に取り組んでいること ※ ①ア 主伐・再造林の両方を実施できる体制 イ 主伐・再造林どちらかの民間事業者の場合は、 もう一方を実施する他の民間事業者と連携協定 等による実施体制 ②ウ 人工林適地は再造林が基本 ただし、経営管理実施権の設定森林は再造林 エ 他者の所有する森林の主伐の場合、事前に 森林所有者に適切な更新の働きかけ	①②両方に取り組んでいること ●申請時必須 ①ア 左同(両方の実施体制) イ 左同(連携協定等)【添付】 ②●「山形県における皆伐・更新施業の手引き」の遵守 (ウ 人工林適地は再造林基本) ただし、経営管理実施権の設定森林は再造林 エ 左同(森林所有者への働きかけ)
(5) 生産や造林・保育の実施体制の 確保	事業実績3年以上 ※ ・素材生産又は造林・保育に関する実績 ・又は所属する現場作業員の現場従事実績等	左同 ※
(6) 伐採・造林に関する行動規範の 策定等	策定していること ※ ・個別の行動規範を策定 ・又は、県等の行動規範やガイドラインを遵守	策定していること ●申請時必須 ●個別の行動規範を策定【添付】 (下記の県ガイドラインに基づくもの) ●又は、山形県「伐採事業者と造林事業者の連携等 による伐採と再造林のガイドライン」を遵守
備考	※は、今後1年以内に取り組む(満たす)ことを含む	※は、今後1年以内に取り組む(満たす)ことを含む

6 登録後の取扱いについて

【「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」共通事項】

(1) 登録の有効期間

- 登録年月日から5年間とする
- ただし、公募(申請)時の目標年が3年後の場合は3年間とする
なお、「認定事業主」で申請書類を一部省略した場合は、認定期間まで

(2) 目標値、取り組みの状況確認について

- 毎年度、実施状況報告を提出(**事業量、森林所有者への働きかけ等の取組状況など**)
- 実施状況報告において、基準を満たしていない場合(取り組みが行われていない場合)
⇒改善指導(改善報告の提出)
 - ・一定期間内に改善が図られていると認める場合、登録を継続
 - ・一定期間内に改善が図られていない場合、登録を取消

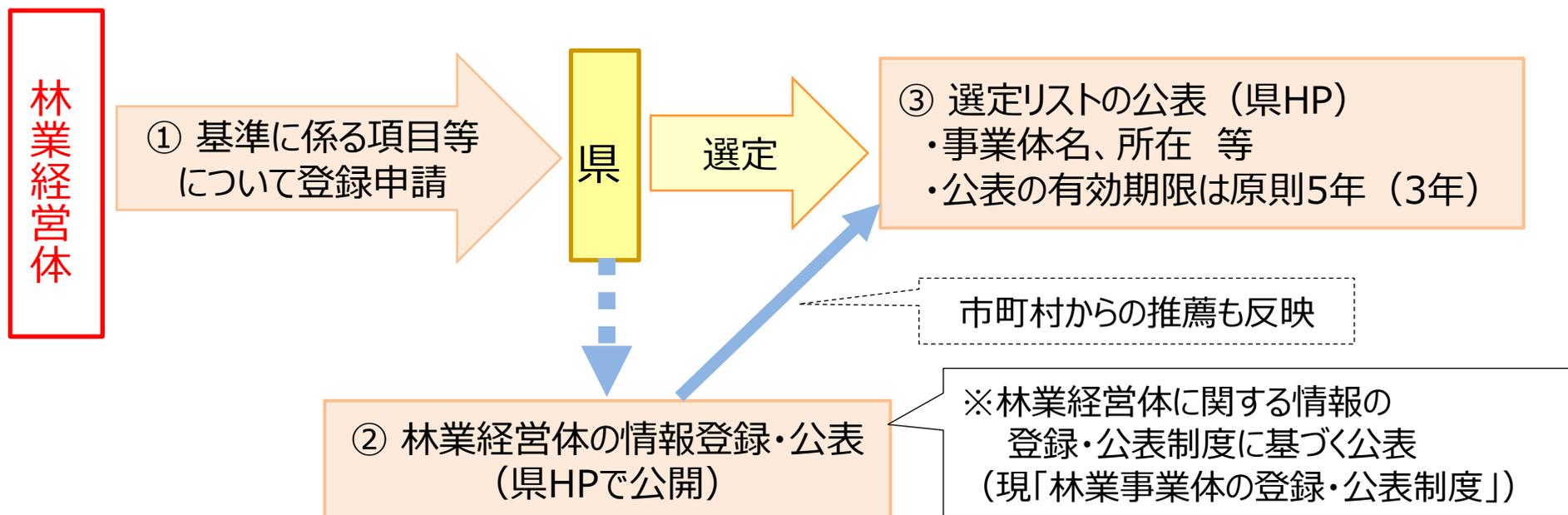
(3) 登録の更新

- 有効期間中(5年目・3年目)に、登録更新を申請(次期計画の提出)
- 登録の判断基準に適合する場合は、登録を更新(5年間・3年間)

7 手続きの流れについて

- ① 各総合支庁の窓口に、基準に係る項目等の情報について登録申請
⇒申請内容は「意欲と能力のある林業経営者」か「育成経営体」を希望するかで異なる
- ② 県は、申請があった林業経営体の情報を県のHPで公表
⇒公表内容は、「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」にかかわらず同一とする
- ③ 県は申請内容を審査し、基準に適合する場合、「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」ごとに選定リスト(事業体名や所在地等を記載)を公表

【手続きの流れ】



8 今後のスケジュールについて

